

平成 29 年度 笠原市民センター 第 1 回 運 営 審 議 会

日 時 平成 29 年 6 月 27 日 (火)
午後 3 時 00 分から
場 所 水戸市笠原市民センター

次 第

1 開 会

2 委嘱状交付

3 会長あいさつ

4 議 事

(1) 報告事項

ア 平成 28 年度市民センター利用状況について

(2) 協議事項

ア 平成 29 年度笠原市民センター運営方針及び重点目標について

イ 平成 29 年度市民センター事業計画 (案) について

ウ その他

5 閉 会

水戸市笠原市民センター運営審議会委員名簿

任期：平成28年4月1日～平成30年3月31日

役職	氏名	備考
会長	大竹隆志	笠原地区総合自治連合会会長
副会長	長岡興	笠原地区総合自治連合会副会長
副会長	小林茂	笠原地区総合自治連合会副会長
委員	久保智佳子	笠原小学校校長
委員	涌泉延江	笠原地区保健推進員
委員	秋山理恵	笠原中学校PTA

報告事項

平成28年度 市民センター利用状況について

【団体別利用状況】

区分	市民センター		社会教育団体		市・県		その他		合 計	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
4	0	0	19	602	3	51	93	1,382	115	2,035
5	36	503	7	179	4	64	57	710	104	1,456
6	37	518	13	207	7	104	62	720	119	1,549
7	38	519	6	199	8	131	55	613	107	1,462
8	3	45	6	118	5	57	69	862	83	1,082
9	36	502	4	57	8	104	64	788	112	1,451
10	40	524	5	75	7	77	74	1,106	126	1,782
11	37	515	2	66	9	112	57	672	105	1,365
12	37	501	10	256	8	79	69	773	124	1,609
1	36	515	5	98	9	90	53	601	103	1,304
2	38	492	13	205	7	103	68	860	126	1,660
3	41	556	16	263	6	85	64	868	127	1,772
合計	379	5,190	106	2,325	81	1,057	785	9,955	1,351	18,527
27年度	483	7,920	102	2,481	107	1,646	693	8,081	1,385	20,128
比較	△ 104	△ 2,730	4	△ 156	△ 26	△ 589	92	1,874	△ 34	△ 1,601

【図書利用状況】

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	27年度	比較
利用人員	6	2	3	2	2	3	1	1	2	4	1	5	32	40	△17
利用冊数	6	2	4	2	2	3	3	2	4	18	1	6	53	109	△59

参考

- 市民センター（市民センター主催事業）
定期講座（教室・クラブ），高齢者教育講座，女性教養講座，家庭教育学級，文化展等
- 社会教育団体
地区会，高齢者クラブ，女性会，子ども会関係，PTA等
- 市・県
水戸市関係各課，茨城県関係各課，保健センター（いきいき健康クラブ他）等
- その他
社会福祉協議会，民生・児童委員，町内会，女性防火クラブ，食生活改善推進員等

【部屋別利用状況】

月		ホール	会議室	和室	調理室	図書室	合計
4	件数	62	21	27	5		115
	人員	1,406	279	309	35	6	2,035
5	件数	49	25	25	5		104
	人員	791	335	270	58	2	1,456
6	件数	63	26	26	4		119
	人員	937	264	299	46	3	1,549
7	件数	57	19	26	5		107
	人員	915	211	294	40	2	1,462
8	件数	50	15	16	2		83
	人員	745	144	141	50	2	1,082
9	件数	57	22	27	6		112
	人員	879	202	301	66	3	1,451
10	件数	65	21	33	7		126
	人員	1,176	200	320	85	1	1,782
11	件数	53	20	26	6		105
	人員	814	211	291	48	1	1,365
12	件数	65	30	23	6		124
	人員	1,043	287	218	59	2	1,609
1	件数	57	17	23	6		103
	人員	881	144	217	58	4	1,304
2	件数	64	29	27	6		126
	人員	997	275	328	59	1	1,660
3	件数	63	31	26	7		127
	人員	1,026	386	294	61	5	1,772
合計	件数	705	276	305	65		1,351
	人員	11,610	2,938	3,282	665	32	18,527
27年度 合計	件数	667	294	344	80		1,385
	人員	11,587	3,322	4,167	942	110	20,128
比較	件数	38	△ 18	△ 39	△ 15		△ 34
	人員	23	△ 384	△ 885	△ 277	△ 78	△ 1,601

平成 29 年度 水戸市市民センター運営方針

近年、人口減少社会や超高齢社会の到来をはじめ、都市化の進展、価値観の多様化、生活圏の拡大など、市民を取り巻く状況は大きく変化している。

こうした状況にあっても、市民が安心して暮らし、幸せを感じられるまちを形成していくためには、今後ますます地域コミュニティ活動と生涯学習活動の推進が必要となる。

市民センターにおいては、地域コミュニティ活動の拠点として、その継続や発展に向けた支援に努めるとともに、生涯学習活動の拠点として、その充実や成果を生かす環境づくりに努め、さらには、東日本大震災での経験を踏まえ、地域防災活動の拠点としての機能充実を図っていくものとする。

笠原市民センター重点目標

I 地域コミュニティ活動の推進

1 自主的な地域コミュニティ活動の推進

地域自らが地域の将来像や課題を共有し、特色ある地域づくりや課題の解決に向けた具体的な活動をするための指針となる地域コミュニティプランの実現に向けた支援を進める。

2 地域コミュニティ推進体制の充実・連携強化

(1) 町内会（自治会）への加入促進

町内会（自治会）への加入率の低下は、市・地区会全体の課題であり、笠原地区においても、5月1日現在の加入率47.44パーセントと低い状況であるため、町内会長（自治会長）や地区会の関連団体と連携協力し、加入促進が図れるよう支援していく。

(2) 地域リーダーづくりの推進

市が実施している地域リーダー研修会への参加については、次世代を担う若い世代のリーダーの参加を促し、地域コミュニティ組織の継続化が図れるよう支援する。

(3) 地域コミュニティの活動状況等の情報提供

地域コミュニティの活動状況を広く知らせることは、町内会（自治会）への加入促進にもつながることから、広報紙の発行等への支援に努める。

3 市民センターの機能充実と有効活用

市民センターにおける様々な活動環境の一層の充実に向け、利用の少ない図書室をコミュニティルームとして整備する。

また、駐車場の狭あい問題についても、主管課と協議を進め解消に努める。

4 地域防災活動の推進

災害発生時の初動対応については、地域における防災組織が重要な役割を担うことから、今年度も笠原地区防災訓練の実施に向け、市の担当課や関連機関等との連絡調整を図り、より効果的な訓練となるよう支援する。

II 生涯学習活動の推進

1 学習機会の充実

生涯学習活動の拠点施設である市民センターにおいては、「個人の要望」する学習による生きがいを進めるとともに、「社会の要請」に応じた、現代的課題を取り扱った学習機会の提供に努める。

2 学習の成果を活かす環境づくり

生涯学習の成果がボランティア活動や地域づくりに活かせるよう支援し、地域内の人材の発掘・育成を行うとともに、地域の活性化や特色あるまちづくりにつながっていくよう環境づくりに努める。

3 学校、家庭、地域の連携の強化

学校、家庭、地域が目標や課題を共有し、それぞれが連携して対応策について取り組めるシステムを構築し、地域社会全体の教育力の向上に努めるとともに、それぞれをつなぎ結ぶ地域拠点施設としての機能を十分発揮できるよう努める。

協議事項

平成29年度 市民センター事業計画（案）について

1 定期講座

- (1) 募集期間 4月10日（月）～4月21日（金）
 (2) 応募結果 別紙「応募状況一覧表」参照

2 教養講座

(1) いきいきカレッジ（笠原地区高齢クラブ連合会共催事業）

回	期 日			内 容	講 師 名	募集人員
1	7月	12日	(水)	移動学習 かすみがうら市「予科練記念館」他		40名
2	10月	6日	(金)	音楽鑑賞会 交通安全・詐欺被害防止講話	茨城県警音楽隊	70名
3	12月	22日	(金)	ものづくり講座 「しめ飾りづくり」	栗田定道	35名

(2) 女性セミナー（笠原地区女性会共催事業）

回	期 日			内 容	講 師 名	募集人員
1	7月	21日	(金)	移動学習 埼玉県川越市他		40名
2	12月	5日	(火)	料理講習会 「エムズ・キッチン」	森永乳業㈱北関東支店 お客さま相談室	24名
3	2月	下旬		ものづくり講座 「エコバック作り」	茨城県地球温暖化防止活動推進員 寺木久美子	30名

(3) 夏休み子ども教室

回	期 日			内 容	講 師 名	募集人員
1	8月	1日	(火)	親子の料理教室 「お弁当にも最適！そぼろを作ってみよう」	水戸市食生活改善推進員会 笠原支部	16組
2	8月	2日	(水)	書道教室	大橋 稔	25名
3	8月	8日	(火)	絵画教室 午前：低学年，午後：高学年	別所 恵子	25名
						25名

(4) 家庭教育学級（笠原幼稚園共催事業）

回	期 日			内 容	講 師 名	対象人員
1	7月	19日	(水)	ものづくり講座 「エコプレートづくり」	茨城県地球温暖化防止活動推進員 寺 木 久美子	保護者 30名
2	9月	中旬		親子レクリエーション 「親子で踊ろう みとちゃんダンス」	池 田 洋 子 笠原市民センター フォークダンスクラブ	親 子 120名
3	1月	中旬		エレクトーン演奏と講話のつ どい	久木崎 昭	親 子 120名

(5) 笠原地区水戸郷土かるた大会

期 日			内 容	主 催 者	参加区分
1月	28日	(日)	第38回水戸郷土かるた 笠原学区大会	笠原学区子ども会育成連合会	低学年 高学年

(6) 笠原いきいき文化祭

期 日			内 容	協 力 団 体	来場予定
11月	11日	(土)	◇市民センター定期講座 ○展示の部（11・12日） 作品展示 ○発表の部（12日） 発 表 作品販売 お茶会（11日） ※特別公演（11日）未定	笠原市民センター	1,000名
			◇模擬店	笠原地区総合自治連合会 笠原女性会 笠原地区女性防火クラブ 食生活改善推進員会笠原支部	
	12日	(日)	◇餅つき体験	笠原地区スポーツ団体連合会	
			◇輪投げ大会	笠原地区高齢者クラブ連合会	

3 地区主要事業

(1) 第20回笠原ふれあい夏まつり

期 日			内 容	会 場	来場予定
8月	19日	(土)	笠原音頭・笠原水神太鼓 その他	笠原小学校 校庭	1,000名

(2) 第56回水戸市体育祭関係事業

期 日			内 容	会 場	参加予定
10月	8日	(日)	笠原地区市民運動会	笠原小学校 校庭	1,200名
11月	18日	(土)	笠原地区市民歩く会	未 定	100名

(3) 笠原地区市民懇談会

期 日			内 容	主 催 者	参加人員
11月	25日	(土)	テーマ・懇談内容は未定	笠原地区総合自治連合会	80名

(4) 笠原地区防災訓練

期 日			内 容	主 催 者	参加人員
11月	17日	(金)	訓練内容は未定	笠原地区総合自治連合会	450名

平成29年度 定期講座応募状況一覧

1 教室 (初心者対象)

講座名	講師名	開催日	募集人員	応募人員	備考
エンジョイ英会話教室	ニール・ヘンリー	第2・4 (金)	24名	27名	
日本舞踊こども教室	西崎 琴江	第1・3 (土)	15名	8名	
笠原俳句教室	天下井 誠史	第2 (火)	20名	11名	

2 クラブ (自主運営・初心者可)

講座名	講師名	開催日	募集人員	応募人員	活動人員
茶道	福田 幸司	第2・4 (水)	1名	1名	15名
書道	大橋 稔	第1・2・3 (火)	2名	2名	18名
お菓子づくりA	塚原 秩子	第1 (木)	6名	1名	11名
お菓子づくりB	塚原 秩子	第3 (木)	1名	—	15名
シルバークッキング	菊地 ふさ子	第3 (金)	3名	—	17名
絵手紙	茅根 啓子	第1・3 (木)	5名	2名	10名
陶芸	長岡 興	第1・3 (水)	2名	1名	17名
歌謡	金沢 はるみ	第1・3 (日)	10名	3名	34名
演歌舞踊	石川 満佐子	第1・2・3 (木)	7名	1名	9名
オカリナ	野内 敏子	第1・3 (水)	5名	4名	17名
箏曲	笹井 知世	第1・3 (金)	—	—	11名
大正琴	阿久井 恵美	第2・4 (水)	5名	—	7名
ヨガA	関谷 真央	第1・3 (火)	3名	4名	20名
ヨガB	鯉沼 千加子	第2・4 (火)	1名	1名	17名
太極拳	江面 久子	第1・2・3 (月)	3名	3名	40名
エアビクス&ストレッチ	菊池 真理子	第1・3 (月)	7名	4名	12名
フォークダンス	池田 洋子	第2・3・4 (木)	2名	—	14名
さわやか卓球教室	秋山 幸	第2・4 (水)	—	—	14名

○水戸市市民センター条例

平成 21 年 9 月 29 日

水戸市条例第 33 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、市民センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 市民と行政との協働により、地域におけるコミュニティ活動及び生涯学習活動を推進するため、市民センターを別表のとおり設置する。

(事業)

第 3 条 前条に規定する市民センター(以下「センター」という。)は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域コミュニティ活動の支援に関すること。
- (2) 生涯学習活動の推進に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、設置目的の達成に必要な事業に関すること。

(使用の許可)

第 4 条 センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、また、同様とする。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、前項の規定による許可に条件を付することができる。

(使用の不許可)

第 5 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的として施設を使用するおそれがあるとき。
- (4) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙について特定の候補者を支持するおそれがあるとき。
- (5) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するおそれがあるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

(権利譲渡等の禁止)

第6条 第4条第1項の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可を受けた目的以外にセンターを使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用の許可の取消し等)

第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限することができる。この場合において、使用者に損害が生ずることがあっても、市長は、その責めを負わない。

- (1) 第5条各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 許可の条件に違反したとき。
- (3) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(原状回復等)

第8条 使用者は、その使用を終わったとき、又は前条の規定により使用することができなくなったときは、自己の費用をもって直ちに整備し、原状に復さなければならない。

2 使用者が前項の規定による義務を履行しないときは、市長において自らこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償等)

第9条 故意又は過失により施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又は市長が定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(市民センター運営審議会)

第10条 センターの運営等に関する事項について、市長又は水戸市教育委員会の諮問に応じて審議するため、センターごとに市民センター運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織等)

第11条 審議会は、市民活動団体の役職員、学校教育、社会教育及び家庭教育の関係者並びに学識経験者のうちから、市長が委嘱する6人以内の委員をもって組織する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 審議会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。
- 4 会長は、審議会の会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 12 条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開くことができないものとし、審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 13 条 審議会の庶務は、市民環境部において行う。

(委任)

第 14 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 10 条から第 13 条までの規定は平成 21 年 12 月 1 日から、次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行の日以後のセンターの使用の許可は、同日前においても、第 4 条の規定の例により行うことができる。

付 則(平成 22 年 3 月 24 日条例第 13 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行の日以後の水戸市五軒市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

○水戸市市民センター条例施行規則

平成 22 年 3 月 30 日

水戸市規則第 14 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、水戸市市民センター条例(平成 21 年水戸市条例第 33 号。以下「条例」という。)第 14 条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用時間)

第 2 条 水戸市市民センター(以下「センター」という。)の使用時間は、午前 8 時 30 分から午後 10 時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、使用時間を変更することができる。

(利用)

第 3 条 センターは、管理上支障がある場合を除き、年間を通して利用に供することとする。

(使用許可の申請)

第 4 条 条例第 4 条第 1 項の規定によりセンターの使用の許可を受けようとする者は、使用日の 1 月前の日の属する月の初日から使用日の 3 日前までに、市民センター使用許可申請書(様式第 1 号)を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請を許可したときは、市民センター使用許可書(様式第 2 号。以下「使用許可書」という。)を交付する。

(使用期間の制限)

第 5 条 センターの使用は、引き続き 3 日を超えることができない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(許可に係る事項の変更等)

第 6 条 センターの使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可に係る事項の変更又は取消しをしようとするときは、使用日の 3 日前までに市民センター使用変更(取消)申請書(様式第 3 号)に使用許可書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、直ちに審査してその適否を決定し、市民センター使用変更(取消)許可書(様式第 4 号)を交付する。

(使用許可の取消し等)

第7条 市長は、条例第7条の規定により使用の許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限するときは、市民センター使用許可取消等通知書(様式第5号)を交付する。

(遵守事項)

第8条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された施設以外の施設を使用しないこと。
- (2) 施設に設備を付加し、又は設置しないこと。
- (3) 使用する施設の定員を超えて使用しないこと。
- (4) 物品の販売、寄付金の募集等を行わないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (5) 火気を使用しないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (6) 壁、柱、扉等に張り紙、くぎ打ち等をしないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (7) 広告その他これに類するものを掲示しないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (8) 危険物及び他人に迷惑となる物を持ち込まないこと。
- (9) 定められた場所以外の場所で喫煙又は飲食をしないこと。
- (10) 飲酒をしないこと。
- (11) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (12) 使用後は、施設の清掃を行うこと。
- (13) その他センターの職員の指示に従うこと。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

